○経済産業省、国土交通省
一　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令　二八　40　一〇
○経済産業省、環境省
二　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令　一三　二
○国土交通省
四　国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令　一八　32　三〇
五　貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　一八　32　三一
六　貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　一八　32　三二
七　地方航空局組織規則の一部を改正する省令　一九　一
八　地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令　二六　二
九　道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令　二八　40　二五
一〇　船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令　二八　40　二七
○環境省
三　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一七　31　一六
四　大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令　一七　31　二七
五　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二八　二
○防衛省
二　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令　七　二
三　〃　二一　35　七一

規則

○人事院
一―四―三二　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則　五　23　一五
九―八―九四　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則　五　23　一五
九―二四―二一　人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　八八
九―三四―三四　人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　九八
九―四〇―六三　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　九九
九―四九―五七　人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　一〇三
九―五四―一一　人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　一六
九―五五―一五一　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則　五　23　一八
九―八〇―七　人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　一〇
九―八九―七　人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　一三
九―九三―四　人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則　五　23　一六
一三―〇―一　人事院規則一三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を改正する人事院規則　五　23　一九
一〇―一一―九　人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則　一四　30　一
一〇―一五―三　人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則　一四　30　五

○国家公安委員会
一　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則　一三　29　一
二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則　一〇　27　一
○原子力規制委員会
二　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則　一九　一

告示

○内閣府
二四　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一〇　27　三
二五　食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件　一〇　27　二七
二六　組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件　一四　三
二七　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示　二七　38　四
二八　食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示　二七　38　一三
○内閣府、財務省
二　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　二八　三
○国家公安委員会
二　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二一　35　七二
三　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二一　35　七三
四　移動用小型車の型式認定番号を指定した件　二一　35　七四